

令和4年度

江津市

健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

江津市

江津市監査委員

第1 審査の概要

1 審査の対象

(1) 令和4年度決算に基づく健全化判断比率

① 実質赤字比率

② 連結実質赤字比率(全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率)

③ 実質公債費比率

④ 将来負担比率(公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率)

(2) 令和4年度決算に基づく資金不足比率

(3) 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

【参考】健全化判断比率及び資金不足比率の対象

区 分			会 計 名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率			
江津市	一般会計等		一般会計	↕	↑	↑	↑				
特別会計(公営事業会計)	公営企業以外の特別会計		国民健康保険事業特別会計								
			国民健康保険診療所事業特別会計								
			後期高齢者医療事業特別会計								
	公営企業会計	法非適用	公共下水道事業特別会計		↓	↓	↓	↕			
			農業集落排水事業特別会計								
		法適用	水道事業会計								
一部事務組合・広域連合			浜田地区広域行政組合（普通会計）								
			江津邑智消防組合（一般会計）								
地方公社・第三セクター等			江津市土地開発公社								

(注) 1 この表は、総務省が作成した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領等を基に、江津市の会計を記述したものである。

2 公営企業会計のうち法非適用は地方公営企業法を適用していない会計、法適用は地方公営企業法の規定の全部又は財務規定等を適用している会計である。

2 審査の期間

令和5年7月12日から8月2日まで

3 審査の方法

審査にあたっては、江津市監査基準に基づき審査を行った。審査の主な内容は、健全化判断比率及び資金不足比率について、それぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確に作成されているかなどに主眼をおき、関係各課から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ、正確に作成されているものと認められた。

第3 審査意見

「実質公債費比率」は、一部事務組合の起債に充てた補助金等減少により、「将来負担比率」は、償還額が借入額を上回ったことによる地方債残高の減少により、それぞれ改善している。また、基金については積立金の増額により令和5年5月末の保有額は増加している。引き続き将来を見据えた財政運営に努められたい。

第4 健全化判断比率の状況

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
実質赤字比率	—	—	—	—	13.53%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	—	—	18.53%	30.00%
実質公債費比率 (3カ年平均)	13.7%	12.9%	12.0%	11.0%	25.0%	35.0%
※実質公債費比率 (単年度)	13.5%	11.2%	11.6%	10.5%		
将来負担比率	100.9%	101.3%	79.3%	68.0%	350.0%	

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていない場合「—」と記載

2 早期健全化基準及び財政再生基準は、審査対象年度の各健全化判断比率を表示

◆類似団体等との比較

実質公債費比率 (3カ年平均)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
江津市	13.4%	13.7%	13.7%	12.9%	12.0%
類似団体平均	8.9%	8.7%	8.8%	8.7%	8.2%
全国平均	6.4%	6.1%	5.8%	5.7%	5.5%
島根県平均	13.7%	13.3%	12.7%	12.0%	11.6%

将来負担比率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
江津市	119.6%	109.6%	100.9%	101.3%	79.3%
類似団体平均	37.7%	37.9%	38.7%	32.5%	23.0%
全国平均	33.7%	28.9%	27.4%	24.9%	15.4%
島根県平均	115.1%	110.6%	107.4%	102.6%	92.6%

<標準財政規模>

地方公共団体の標準的な状態で収入されるであろう經常一般財源(毎年度継続的に収入される使途が特定されない収入)の規模を示すもの。

※令和4年度の標準財政規模:8,939,529千円

(1) 実質赤字比率 (各年度の経営状況を示す指標)

通常は、その年度に実施した事業のための支払は、その年度の歳入により行うことが原則である。従って、赤字が計上された場合この原則に沿えなかったことになる。

一般会計などの実質的な赤字額で算定するが赤字額は計上されていない。

実質赤字比率	=	$\frac{\text{一般会計等の赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
	=	$\frac{\text{赤字額なし}}{8,939,529 \text{千円}}$
	=	$-$ (数値なし)

(2) 連結実質赤字比率 (各年度の経営状況を示す指標)

実質赤字比率が「一般会計などの実質的な赤字額」で算定するのに対し、連結実質赤字比率は「一般会計」に「特別会計」・「公営企業会計」を加えた赤字額で算定する。

こちらも赤字額は計上されていない。

連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
	=	$\frac{\text{赤字額なし}}{8,939,529 \text{千円}}$
	=	$-$ (数値なし)

< 基準財政需要額 >

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ、妥当な水準の財政需要を一定の方法によって算定した額。

(3) 実質公債費比率 (公債費による財政負担の度合いを判断する指標)

一般会計が負担する実質的な公債費相当額が基準財政規模に占める割合を示すもので、数値が小さいほど良好とされる。

一部事務組合の起債に充てた補助金等や債務負担行為に係る額が減少したことなどにより数値は改善傾向にある。

実質公債費比率	=	(市債の元利償還金等) －(特定財源+元利償還金等に係る基準財政需要額算入額) (標準財政規模)－(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)
	=	(2,633,118千円)－(76,159千円＋1,810,935千円) (8,939,529千円)－(1,810,935千円)
	=	10.5 (令和4年度数値)
	3カ年平均数値	11.0

(4) 将来負担比率 (将来的に負担すべき実質的な負債の程度を示す指標)

将来にわたって返済しなければならない借入金等の負債額が1年間の収入に占める割合を示すもので、数値が小さいほど良好とされる。

償還額が借入額を上回ったことによる地方債残高の減少により将来負担額が大きな減少となり、前年度に比べ大幅に改善している。

将来負担比率	=	(将来負担額) －(充当可能基金+特定財源見込+地方債に係る基準財政需要額算入額見込) (標準財政規模)－(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)
	=	(29,264,181千円)－(5,375,433千円＋1,006,906千円＋18,033,515千円) (8,939,529千円)－(1,810,935千円)
	=	68.0

第5 資金不足比率の状況

公営企業の資金不足をその事業規模と比較した指標で、経営状態の悪化の度合いを示すもので、いずれの事業においても資金不足は生じていない。

従来から一般会計からの繰入金により収支の均衡が図られているためである。

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法非適用	公共下水道事業	—	—	—	—
	農業集落排水事業	—	—	—	—
法適用	水道事業	—	—	—	—

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$	
公共下水道事業	=	$\frac{\text{不足額なし}}{103,698\text{千円}}$	= — (数値なし)
農業集落排水事業	=	$\frac{\text{不足額なし}}{33,954\text{千円}}$	= — (数値なし)
水道事業	=	$\frac{\text{不足額なし}}{504,863\text{千円}}$	= — (数値なし)